



三重県公報

平成24年12月14日（金）

第 2454 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|----------------|--|-----------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 824 | 障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定 | (障がい福祉課) | 2 |
| 825 | 同件 | (同) | 2 |
| 826 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | (サービス産業振興課) | 2 |
| 827 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道路管理課) | 4 |
| 828 | 同件 | (同) | 7 |
| 829 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 8 |
| 選 管 告 示 | | | |
| 95 | 公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨の報告 | (選挙管理委員会) | 8 |
| 96 | 公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示 | (同) | 9 |
| 公 告 | | | |
| | 平成24年度地籍調査事業計画を定めた旨 | (水資源・地域プロジェクト課) | 9 |
| | 土地改良区清算人の就任の届出 | (農地調整課) | 9 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建築開発課) | 10 |
| 正 誤 | | | |
| | 平成19年5月11日付け三重県公報第1879号 | (廃棄物・リサイクル課) | 10 |

告 示

三重県告示第 824 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|---------|--------------|------------------|
| 病院・診療所 | 宝積クリニック | 松阪市嬉野野田町 142 | 平成 24 年 11 月 1 日 |

三重県告示第 825 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|-------------------|-----------------|------------------|
| 薬局 | 志宝薬局 桃の木店 | 度会郡玉城町蚊野 2148-3 | 平成 24 年 12 月 1 日 |
| 薬局 | みやおか薬局 | 尾鷲市中川 18-8 | 平成 24 年 12 月 1 日 |
| 薬局 | やさと調剤薬局 | 四日市市千代田町 308-5 | 平成 24 年 12 月 1 日 |
| 訪問看護 | 希望の里たんぼ訪問介護ステーション | 鈴鹿市道伯町 2404 番地 | 平成 24 年 12 月 1 日 |
| 訪問看護 | 訪問看護ステーション ほたるいせ | 伊勢市小俣町湯田 794-10 | 平成 24 年 12 月 1 日 |

三重県告示第 826 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ぎゅーとら久居店

津市久居西鷹跡町 364-1 ほか 10 筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

| 駐車場 | 収容台数 | 位置 |
|---------|-------|-------|
| 店舗前面駐車場 | 150 台 | 縦覧による |

(変更後)

| 駐車場 | 収容台数 | 位置 |
|-----------|-------|-------|
| 店舗前面駐車場 | 150 台 | 縦覧による |
| 店舗北側隔地駐車場 | 24 台 | 縦覧による |
| 合計 | 174 台 | |

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

| 名 称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|---------|---------|
| 株式会社ぎゅーとら | 午前 10 時 | 午後 10 時 |
| 株式会社ジップドラッグ | | |
| ラ・ミシエット | | |
| フジカラーショップ | | |
| 有限会社丸八食品 | | |

(変更後)

| 名 称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|--------|-------------|
| 株式会社ぎゅーとら | 午前 9 時 | 午後 9 時 45 分 |
| 株式会社ジップドラッグ | | |
| ラ・ミシエット | | |
| フジカラーショップ | | |
| 有限会社丸八食品 | | |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| 駐車場 | 駐車場利用可能時間帯 |
|---------|-----------------------------|
| 店舗前面駐車場 | 午前 9 時 30 分から午後 10 時 15 分まで |

(変更後)

| 駐車場 | 駐車場利用可能時間帯 |
|-----------|------------------------|
| 店舗前面駐車場 | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで |
| 店舗北側隔地駐車場 | |

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

| 駐車場 | 数 | 位 置 |
|---------|---|-------|
| 店舗前面駐車場 | 2 | 縦覧による |

(変更後)

| 駐車場 | 数 | 位 置 |
|-----------|---|-------|
| 店舗前面駐車場 | 2 | 縦覧による |
| 店舗北側隔地駐車場 | 1 | 縦覧による |
| 合 計 | 3 | |

3 変更する年月日

平成 24 年 12 月 1 日

4 2 の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|-------------|------------------|------------|
| 株式会社ぎゅーとら | 伊勢市西豊浜町 655-18 | 清水 秀隆 |
| 株式会社ジップドラッグ | 愛知県名古屋市西区宝地町 340 | 富田 孝行 |
| ラ・ミシエット | 津市南が丘一丁目 23-2 | ミショー フィリップ |
| フジカラーショップ | 津市河芸町大字上野 3020 | 中条 光代 |
| 有限会社丸八食品 | 津市東丸之内 27-16 | 堀 健一 |

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,220 m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の収容台数及び位置

| 駐輪場 | 収容台数 | 位 置 |
|-----|------|-----|
| | | |

| | | |
|---------|------|-------|
| 店舗前面駐輪場 | 50 台 | 縦覧による |
|---------|------|-------|

イ 荷さばき施設の面積及び位置

| 荷さばき施設 | 面積 | 位置 |
|------------|--------------------|-------|
| 店舗北側荷さばき施設 | 90 m ² | 縦覧による |
| 店舗南側荷さばき施設 | 30 m ² | 縦覧による |
| 合計 | 120 m ² | |

ウ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

| 廃棄物等の保管施設 | 容量 | 位置 |
|-----------|-------------------|-------|
| 店舗北側 | 23 m ³ | 縦覧による |

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|------------|------------------|
| 店舗北側荷さばき施設 | 午前 7 時から午後 6 時まで |
| 店舗南側荷さばき施設 | |

5 届出の日

平成 24 年 11 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 24 年 12 月 14 日から平成 25 年 4 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 827 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 道路の種類 県道

2 路線名 四日市多度線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--------------------------|------|------------|---------|
| 桑名市多度町大字力尾字堀切 237 番 1 地内 | 旧 | 6.11～7.55 | 28.67 |
| | 新 | 6.11～10.52 | 28.67 |

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 四日市多度線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---|------|-------------|---------|
| 桑名市多度町大字力尾字阿越 345 番地から 桑名市多度町大字力尾字八反田 348 番 2 まで | 旧 | 10.24～13.44 | 121.80 |
| | 新 | 10.61～15.01 | 121.80 |

第 3

1 道路の種類 県道

2 路線名 桑名大安線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-----|------|------------|---------|
|-----|------|------------|---------|

| | | | |
|--------------------------|---|------------|-------|
| 桑名市大字能部字花貝戸 369 番 2 地先から | 旧 | 8.11～11.26 | 55.01 |
| 桑名市大字能部字花貝戸 382 番 3 地先まで | 新 | 8.09～9.20 | 55.01 |

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老高角線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 四日市市赤水町 1376 番 3 から | 旧 | 4.20～25.00 | 1368.20 |
| 四日市市平尾町 3884 番 4 まで | 新 | 12.20～41.30 | 1368.20 |

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居河芸線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|------------------------|------|-------------|---------|
| 津市一身田大古曾字雁田 737 番 1 から | 旧 | 14.10～14.90 | 119.17 |
| 津市一身田大古曾字雁田 743 番 1 まで | 旧新 | 10.40～13.60 | 114.80 |

第 6

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|------------------------|------|------------|---------|
| 津市美杉町石名原字榎谷 942 番から | 旧新 | 7.20～11.20 | 56.00 |
| 津市美杉町石名原字拂戸 887 番 2 まで | 新 | 6.00～13.00 | 59.00 |

第 7

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 369 号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|------------------------|------|------------|---------|
| 津市美杉町石名原字榎谷 942 番から | 旧新 | 7.20～11.20 | 56.00 |
| 津市美杉町石名原字拂戸 887 番 2 まで | 新 | 6.00～13.00 | 59.00 |

第 8

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|------------------------|------|------------|---------|
| 津市美杉町石名原字榎谷 942 番から | 旧新 | 7.20～11.20 | 56.00 |
| 津市美杉町石名原字拂戸 887 番 2 まで | 新 | 6.00～13.00 | 59.00 |

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-----|------|------------|---------|
|-----|------|------------|---------|

| | | | |
|-------------------------|---|------------|-------|
| 多気郡大台町高奈字滝の上 950 番 4 地内 | 旧 | 5.20～7.50 | 67.00 |
| | 新 | 5.68～14.63 | 67.00 |

第 10

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------------------------|------|-------------|---------|
| 志摩市浜島町浜島字目戸 3013 番 2 から | 旧 | 11.50～29.00 | 33.00 |
| 志摩市浜島町浜島字出湯 3023 番 1 まで | 新 | 11.50～14.00 | 33.00 |

第 11

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|----------------------------|------|-------------|---------|
| 志摩市大王町波切字小成滝 3135 番 6 地先から | 旧 | 21.60～34.20 | 18.60 |
| 志摩市大王町波切字小成滝 3150 番 5 まで | 新 | 30.90～37.00 | 18.60 |

第 12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 依那具荒木線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|------------------------|------|-------------|---------|
| 伊賀市下友生字池ノ谷 3029 番 3 地内 | 旧新 | 15.10～18.50 | 42.30 |
| | 新 | 4.50～9.20 | 56.60 |

第 13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南浦海山線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--------------------------------|------|--------------|---------|
| 尾鷲市大字南浦字矢所古和谷 3195 番地先から | 旧 | 3.40～9.80 | 261.30 |
| 北牟婁郡紀北町海山区便ノ山字滝ノ川 977 番 1 地先まで | 新 | 13.30～224.10 | 261.30 |

第 14

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 425号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---------------------------|------|-------------|---------|
| 尾鷲市大字南浦字川ノ奥白樺 3267 番 1 地内 | 旧 | 10.40～11.30 | 12.00 |
| | 新 | 17.70～17.80 | 12.00 |

第 15

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中井浦九鬼線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-----|------|------------|---------|
|-----|------|------------|---------|

| | | | |
|--------------------------|---|-------------|-------|
| 尾鷲市大字行野浦字ゴボウ山 76 番 31 地内 | 旧 | 9.30～13.50 | 43.90 |
| | 新 | 10.10～23.60 | 43.90 |

第 16

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 311号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-----------------------|------|-------------|---------|
| 尾鷲市九鬼町字立名淵 846 番地から | 旧 | 16.60～40.70 | 175.20 |
| 尾鷲市九鬼町字名古 923 番 11 まで | 新 | 26.20～46.10 | 175.20 |

第 17

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三木里インター線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|----------------------|------|-------------|---------|
| 尾鷲市三木里町字姥ヶ懐 1138 番から | 旧 | 10.21～20.54 | 65.56 |
| 尾鷲市三木里町字姥ヶ懐 1137 番まで | 新 | 10.51～68.20 | 65.56 |

第 18

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三木里インター線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------------------------|------|-------------|---------|
| 尾鷲市三木里町字向井山 1381 番 2 から | 旧 | 3.00～27.00 | 739.40 |
| 尾鷲市三木里町字姥ヶ懐 1131 番まで | 旧新 | 10.00～82.00 | 640.00 |

三重県告示第 828 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次の道路の区域を平成 24 年 12 月 16 日に変更します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、平成 24 年 12 月 17 日から 2 週間縦覧に供します。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢松阪線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|----------------------|------|-------------|---------|
| 伊勢市中島一丁目 642 番 13 から | 旧 | 20.50～37.00 | 242.00 |
| 伊勢市常磐一丁目 189 番 7 まで | 新 | 8.50～20.50 | 242.00 |

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢松阪線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-----|------|------------|---------|
|-----|------|------------|---------|

| | | | |
|--|---|------------|---------|
| 伊勢市宮町二丁目 655 番から 伊勢市御薮町高向字下蓼原 1546 番 1 まで | 旧 | 6.60～23.00 | 1428.80 |
|--|---|------------|---------|

三重県告示第 829 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴木英敬

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------------|--|------------------------------|
| 県道 四日市多度線 | 桑名市多度町大字力尾字堀切 237 番 1 から 桑名市多度町大字力尾字八反田 348 番 1 まで | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 千草赤水線 | 四日市市赤水町字大切 635 番 5 から 四日市市赤水町字大切 821 番 4 まで | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 鈴鹿宮妻峽線 | 鈴鹿市椿一宮町字前ヶ窪 1585 番から 鈴鹿市椿一宮町字前ヶ野 1585 番 4 まで | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 神戸長沢線 | 鈴鹿市三畑町字北中大野 5075 番 183 地内 | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 神戸長沢線 | 鈴鹿市三畑町字北西大野 5079 番 149 地内 | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 神戸長沢線 | 鈴鹿市三畑町字北西大野 5079 番 156 から 鈴鹿市三畑町字東大野 63 番 2 まで | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 神戸長沢線 | 鈴鹿市三畑町字東大野 61 番 4 地内 | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 国道 368 号 | 津市美杉町石名原字榎谷 942 番から 津市美杉町石名原字拂戸 887 番 2 まで | 平成 24 年 12 月 20 日 |
| 国道 369 号 | 津市美杉町石名原字榎谷 942 番から 津市美杉町石名原字拂戸 887 番 2 まで | 平成 24 年 12 月 20 日 |
| 国道 422 号 | 津市美杉町石名原字榎谷 942 番から 津市美杉町石名原字拂戸 887 番 2 まで | 平成 24 年 12 月 20 日 |
| 県道 高奈上三瀬線 | 多気郡大台町高奈字滝の上 950 番 4 地内 | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 伊勢松阪線 | 伊勢市宮川一丁目 818 番 9 から 伊勢市御薮町高向字下蓼原 1650 番 3 まで | 平成 24 年 12 月 16 日 午後 3 時 |
| 県道 安乗港線 | 志摩市阿児町国府字南草 1120 番 99 から 志摩市阿児町鶴方字鶴方道 2822 番 361 まで | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 依那具荒木線 | 伊賀市下友生字池ノ谷 3029 番 3 地内 | 平成 24 年 12 月 14 日 |
| 県道 三木里インター線 | 尾鷲市三木里町字向井山 1387 番 1 から 尾鷲市三木里町字姥ヶ懐 1143 番まで | 平成 24 年 12 月 14 日 午前 10 時 |

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第 95 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定をした旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

平成 24 年 12 月 14 日

| | | | |
|------------|--------------------|-----------------------|------------------|
| | | 三重県選挙管理委員会委員長 | 浅 尾 光 弘 |
| 選挙管理委員会名 | 施設名 | 所在地 | 指定年月日 |
| 大台町選挙管理委員会 | 大台町B & G海洋センタ ー | 多気郡大台町弥起井 363 番地 | 平成 24 年 12 月 3 日 |
| | 佐原集会所 | 多気郡大台町佐原 422 番 地 3 | 平成 24 年 12 月 3 日 |

三重県選挙管理委員会告示第 96 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

表中

| | | |
|---------|------------------|------------------------|
| 「多気郡大台町 | グリーンプラザおおだい | 多気郡大台町柘原 1691 番地 1」を |
| 「多気郡大台町 | グリーンプラザおおだい | 多気郡大台町柘原 1691 番地 1 |
| 多気郡大台町 | 大台町 B & G 海洋センター | 多気郡大台町弥起井 363 番地 に改める。 |
| 多気郡大台町 | 佐原集会所 | 多気郡大台町佐原 422 番地 3」 |

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり平成 24 年度地籍調査事業計画を定めました。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|---|--------------------------|
| 亀山市 | 木崎船外① 木崎末藤・関台① 木崎末藤・町南① 木崎宮之前① | 公示の日から平成 25 年 3 月 29 日まで |
| 伊賀市 | 上友生 I | |
| 御浜町 | 上野③ | |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

津中部土地改良区（津市神戸 739-1 番地）

就任清算人

| | |
|-------------|---------|
| 津市神戸1528番地 | 松 田 茂 |
| 〃 〃 687番地 | 河 合 三 男 |
| 〃 〃 1767番地 | 堀 切 守 |
| 〃 〃 1753番地2 | 林 信 郎 |
| 〃 〃 1581番地 | 河 合 安 治 |
| 〃 〃 1489番地 | 内 藤 八 |
| 〃 〃 1541番地 | 黒 川 平 義 |
| 〃 〃 1285番地 | 本 堂 博 久 |
| 〃 野田143番地 | 結 城 信 廣 |

| | |
|------------|-------|
| 津市野田1642番地 | 荒川 覺 |
| 〃 〃 1544番地 | 荒川 久司 |
| 〃 〃 1332番地 | 伊東 正美 |
| 〃 〃 118番地 | 池村 道明 |
| 〃 〃 1140番地 | 東海 光政 |
| 〃 半田242番地5 | 瀧上 治孝 |
| 〃 殿村1202番地 | 林 道男 |
| 〃 神納町7番23号 | 稲垣 傳 |
| 〃 〃 7番25号 | 佐野 昭彦 |
| 〃 南河路18番地3 | 岩出 好晃 |
| 〃 〃 463番地 | 川邊 義巳 |
| 〃 〃 454番地 | 谷川 公則 |
| 〃 〃 436番地 | 矢代 正則 |

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 24 年 12 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------|--|--|
| 平成 24 年 11 月 20 日 | 多気郡多気町相可字澁田 1006-17 及び字下原 1054-1 ほか 13 筆ほか（第 2 工区） | 津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 西浦 義樹 |
| 平成 24 年 11 月 21 日 | 松阪市嬉野天花寺町字東浦 1103-1 ほか 1 筆 | 愛知県弥富市鯛浦上六 135 グランコート弥富 403 松本 悟 松本 美佳 |
| 平成 24 年 11 月 22 日 | 名張市上比奈知松尾 2637-1 ほか 24 筆 | 大阪府大阪市西淀川区歌島 2-1-12 近畿環境サービス株式会社 代表取締役 望田 昭博 |
| 平成 24 年 11 月 26 日 | 松阪市舞出町字一ノ坪 629-1 ほか 1 筆の各一部ほか 1 筆 | 松阪市鎌田町 217-10 株式会社岩井商事 代表取締役 岩井 茂秋 |
| 平成 24 年 11 月 27 日 | いなべ市員弁町北金井字南石佛 1816-6 ほか 2 筆 | 四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名酒コンサルタント 代表取締役 岡本 潤治 |
| 平成 24 年 11 月 27 日 | 伊賀市西明寺 3202-1 | 伊賀市荒木 1184-1 株式会社金澤物流サービス 代表取締役 金澤 準 |
| 平成 24 年 11 月 29 日 | 伊勢市小俣町元町 414-1 ほか 4 筆 | 伊勢市小俣町元町 1103 濱口 勝太郎 |

正 誤

平成 19 年 5 月 11 日付け三重県公報第 1879 号に掲載しました、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による廃棄物が地下にある土地の区域の指定の告示中

ページ 行

3 16 から 20

誤

三重郡川越町亀崎新田 48 番地 3、49 番地 2、77 番地 1、77 番地 13、77 番地 30、77 番地 31、77 番地 32、77 番地 34、77 番地 35、77 番地 36、77 番地 40、77 番地 41、77 番地 53、77 番地 362、77 番地 450、77 番地 451、77 番地 452、77 番地 453、77 番地 454、77 番地 455、77 番地 456、77 番地 457、77 番地 458、77 番地 459、77 番地 460、

77 番地 491、77 番地 493、77 番地 495、77 番地 503、77 番地 506、77 番地 507、77 番地 508、77 番地 512、77 番地 514、77 番地 515、77 番地 516、77 番地 517、77 番地 518、77 番地 519、77 番地 520

正

三重郡川越町亀崎新田 49 番地 2、49 番地 3、49 番地 4、49 番地 5、49 番地 6、49 番地 7、49 番地 8、49 番地 9、49 番地 10、49 番地 11、49 番地 12、49 番地 13、49 番地 14、49 番地 15、49 番地 16、49 番地 17、49 番地 18、49 番地 19、49 番地 20、77 番地 1、77 番地 13、77 番地 30、77 番地 31、77 番地 32、77 番地 34、77 番地 41、77 番地 47 の一部、77 番地 53、77 番地 450、77 番地 451、77 番地 452、77 番地 453、77 番地 454、77 番地 455、77 番地 456、77 番地 457、77 番地 458、77 番地 459、77 番地 460、77 番地 503 の一部、77 番地 506、77 番地 507、77 番地 508、77 番地 512、77 番地 514、77 番地 515、77 番地 516、77 番地 517、77 番地 518、77 番地 519、77 番地 521、77 番地 522、77 番地 523、77 番地 525、77 番地 526、77 番地 527、77 番地 528、77 番地 530、77 番地 531、77 番地 534、77 番地 535、77 番地 536、77 番地 537、77 番地 538、77 番地 539、77 番地 540、77 番地 541、77 番地 542、77 番地 543、77 番地 544、77 番地 545、77 番地 546、77 番地 547、77 番地 548、77 番地 549、77 番地 550、77 番地 551、77 番地 552、77 番地 553、77 番地 562 の一部、77 番地 563 の一部、77 番地 564 の一部、77 番地 565、77 番地 567、77 番地 568、77 番地 569 の一部、77 番地 570、77 番地 571、77 番地 572、77 番地 573、77 番地 574、77 番地 575、77 番地 576、77 番地 577、77 番地 578、77 番地 580 の一部、77 番地 581

ページ 行

3 下から 1 から 3

4 1

誤

三重郡川越町亀崎新田 77-47 番地、77 番地 503、77 番地 504、77 番地 505、77 番地 513、77 番地 532、77 番地 533、77 番地 22、77 番地 28、77 番地 414、77 番地 415、77 番地 416、77 番地 417、77 番地 418、77 番地 419、77 番地 420、77 番地 421、77 番地 422、77 番地 423、77 番地 474、77 番地 475、77 番地 476、77 番地 477、77 番地 478、77 番地 479、77 番地 480、77 番地 481、77 番地 482、77 番地 509、77 番地 510

正

三重郡川越町亀崎新田 48 番地 3、48 番地 4、48 番地の 6、48 番地 8、48 番地 9、77 番地 22、77 番地 47 の一部、77 番地 503 の一部、77 番地 504、77 番地 505、77 番地 513、77 番地 554、77 番地 555、77 番地 556、77 番地 557、77 番地 559、77 番地 562 の一部、77 番地 563 の一部、77 番地 564 の一部、77 番地 569 の一部、77 番地 580 の一部

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
